

令和3年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務

委託仕様書

1 業務名

令和3年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務

2 目的

愛媛ならではの映画祭として「愛媛国際映画祭」を開催し、県民が優れた映像作品に接する機会を充実させることで、文化・芸術活動への理解促進や映像文化の担い手の育成を図るとともに、映画を切り口とした集客力のある事業の実施や情報発信等により、交流人口の拡大と地域経済の活性につなげる。

3 実施主体

愛媛国際映画祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）

4 委託事業費

40,700千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

6 開催場所

県内11市町

（松山市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、鬼北町）

7 映画祭のテーマ

『青春』（仮）

8 業務内容

下記(1)、(2)の内容による令和3年度愛媛国際映画祭の開催に必要な一切の業務を行うこと。

各実施事業については、別添『令和3年度愛媛国際映画祭事業概要』を勘案のうえ、それぞれの事業を戦略的に組み合わせた一貫性のある取り組みとなるよう独自の企画提案を行うとともに、各事業の実施スケジュールを示した令和3年度の実施計画（工程表、ロードマップ等を含む）を作成すること。

事業実施に当たっては、県内及び県出身の映画関係者や有識者等を積極的に活用し、必要に応じてアドバイザー料等の経費を負担すること。

各会場において、新型コロナウイルス感染予防のための適切な対策を講じること。

実施するイベントについては、受益者負担の観点から内容に応じて入場料を徴収し、入場券の販売方法や金額等については実行委員会と協議のうえ決定すること。

(1) 上映会及び映画・映像関連イベントの実施

県内 11 市町の映画館、文化施設、イベントホール等で実施する「映画・映像作品等の上映会」及び「映画・映像関連イベント」の企画・運営に必要となる一切の業務を行う。上映作品の一部については、実行委員会が別に実施する『もう一度観たい映画』投票イベントの結果を踏まえて選定すること。

【実施時期】 令和 3 年 7 月～12 月頃

【会 場】 県内 11 市町（映画館、文化施設、イベントホール 等）

【想定経費】 37,400 千円

【実施業務（主な業務内容）】

① 上映会及び関連イベントの企画・運営

上映会の上映作品数・上映日数は松山市で 4～10 作品・2～4 日間、松山市以外の市町においては 2～4 作品・1～2 日間を目安とする。上映作品は映画祭のテーマに基づき実行委員会と協議のうえ決定するものとし、上映作品の一部については、投票イベントにより選定された作品を使用することとする。

関連イベントについては、上映会の時期や会場、『えひめ南予きずな博』との連携を考慮し、映画祭の開幕に合わせたオープニングイベントのほか、実行委員会が別に実施する『愛顔感動ものがたり映像化コンテスト』の表彰式（12 月頃）と合わせたクロージングイベントを実施すること。

〔事業例〕

(ア) 上映会

- 新作映画の招待作品上映会及び舞台挨拶
- 海外映画祭受賞作品の上映会
- 愛媛ゆかりの映画作品や実施市町と関連性のある映画作品の上映会
- ドライビング・シアターなど屋外での上映会
- 障がい者、親子連れが参加できる上映会
- 飲食・物販ブースの設置
- その他愛媛県の独自色を出したオリジナルの上映企画 等

(イ) 映画・映像関連イベント

- 映像制作ワークショップ
- 映画・映像関連の団体によるアトラクション
- アニメのアフレコ実演・体験
- CG・VFX など視覚効果講座
- 映画監督・俳優等によるトークイベント
- 映画音楽コンサート
- オープニングイベント（県庁や市町のイベント会場でのセレモニー等）
- ハロウィン関連イベント（映画と関連付けた仮装イベント）
- 実施イベントのオンライン配信
- 飲食・物販ブースの設置
- その他、愛媛県の独自色を出したオリジナル企画 等

[各市町で想定している実施時期・会場・上映作品数・関連イベント]

- 松山市 9月4、5日、10月31日・映画館など・4～10作品
映画関連のワークショップ・ハロウィン関連イベント
- 八幡浜市 9月25、26日・市民文化活動センター・2～4作品
映画関連のワークショップ
- 大洲市 7月31日、8月1日・市総合福祉センターなど・2～4作品
映画関連のワークショップ
- 伊予市 11月14日・IYO夢みらい館・映画関連のワークショップ
- 西予市 10月9、10日・乙亥会館・2～4作品
殺陣グループによるアトラクション
- 東温市 8月21、22日・シアターNEST・2～4作品（アート系作品）
映画関連のワークショップ
- 久万高原町 10月9、10、16、17日・屋外（久万公園グラウンドなど）・2～4作品
映画関連のワークショップ
- 松前町 7月17、18日・エミフルMASAKI・2～4作品
映画関連のワークショップ
- 砥部町 8月14、15日、9月11、12日・砥部町文化会館・1作品指定
映画関連のワークショップ
- 内子町 7月3、4日・内子座など・2～4作品
殺陣グループによるアトラクション
- 鬼北町 10月10日・鬼北町役場3階議場・2～4作品
映画関連のワークショップ

※南予地域でのオープニングイベントや上映会等と合わせ、ゲストによるレッドカーペットを実施すること。

※一部の施設は使用料の減免が可能

- ②上映会・関連イベントの実施体制の構築（イベント当日に必要となるスタッフの確保、ボランティアの募集など、人員手配含む）
- ③上映会・関連イベントの進行、運営スケジュールの管理
- ④運営マニュアルの作成、スタッフ説明会の開催
- ⑤出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払
- ⑥交通規制の広報・周知（規制看板等の運搬・設置・確認・撤去含む）
- ⑦駐車場の運営・管理
- ⑧シャトルバス等による出演者・ゲスト・スタッフ輸送の運営
- ⑨事故等緊急時の対応
- ⑩会場の安全管理（感染症対策も含む）
- ⑪イベントのリスク軽減対策（イベント運営に係る損害賠償責任保険、ボランティア傷害保険への加入等）
- ⑫協賛企業の開拓・活用
- ⑬入場整理券等の配布、入場者情報の管理・集計
- ⑭各市町及び上映会・関連イベントの会場との連絡調整
- ⑮その他、上映会・関連イベントの運営に必要な業務

(2) 広報活動事業

「愛媛国際映画祭」の認知度向上とイメージアップ、効果的な誘客につなげるため、県内外へ向けた広報活動及び情報発信に必要な一切の業務を行うこと。

【実施時期】 令和3年6月～12月頃

【想定経費】 3,300千円

【実施業務（主な業務内容）】

① 広報活動の企画・運営

〔事業例〕

- 既存の愛媛国際映画祭専用ホームページ・SNS等による情報発信
- 県内で活動する映画関係者・団体や県出身の著名な映画人との連携による映画関係のイベント等でのPR
- 海外の著名な映画祭との連携・協力関係の構築による相互の情報発信
- 旅行会社やDMOとの連携による県外からの観光客の誘致
- 全国の主要メディア（ニュースサイト等）に向けた情報発信
- 県民主導による情報発信の推進（愛媛国際映画祭アンバサダーの形成 等）
- 地元メディアと連携した新聞広告、テレビCM等による情報発信
- マスコットキャラクターやPR大使等を活用した県内外での広報活動
- PR用ノベルティグッズの作成・配布
- その他、愛媛国際映画祭のPRに効果的な事業 等

② 事業実施体制の構築

③ 実施事業の進行、運営スケジュールの管理

④ その他、広報活動に必要な業務

9 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して実行委員会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 実行委員会は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託事業費の範囲内において仕様の変更に応じること。

10 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、実行委員会の承諾を得なければならない。

11 著作権等

- (1) 受託者は、本契約により作成される成果物（SNS等に掲載した記事や写真を含む）に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を実行委員会に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。
- (2) 受託者は、成果品に係る全てについて、実行委員会の承認を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。ただし、納品した写真及び映像は、愛媛国際映画祭に係る情報発信を目的とし、かつ、営利を目的としない場合において、受託者も使用できるものとする。
- (3) 実行委員会は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託事業費に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

12 機密保持

- (1) 受託者は、実行委員会から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事前に実行委員会の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

13 その他

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、常に実行委員会と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて実行委員会と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等について実行委員会の確認を得ること。また、打合せの内容について、受託者がその記録を作成し、速やかに実行委員会に提出すること。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受託者は速やかに実行委員会と協議し、その指示を受けなければならない。